

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
公益財団法人愛知水と緑の公社行動計画

女性及び子育てを行う職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日まで

2. 内容

目標：年次有給休暇の取得日数を、一人あたり平均年間14日以上とする。（新規付与数が20日未満の者にあってはその2分の1以上の日数）

〈取組内容〉

- 令和7年4月～
- ・有給休暇取得を促す運動（有給休暇を前年同期より同日数以上取得する等）期間を設定・実施
 - ・社内会議及び通知にて職員へ周知活動を継続